

平成30年10月22日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 岩井 清和
参事役 船山 雄司

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

日本年金機構は、本日付で、下記職員を懲戒解雇処分といたしました。

当該職員は、鶴岡年金事務所(山形県)で判明した保険料等の一部着服(本年4月25日公表)の行為者であり、本日、当該職員を山形県鶴岡警察署に業務上横領容疑で告訴しました。【当機構の調査で判明した保険料等の着服額：237万円(10事業所分)】

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後の捜査には全面的に協力するとともに、今般の不祥事を重く受け止め、再発防止に取り組み、職員の規範意識の向上にも努めてまいります。

また、本日付で本件に関する管理監督者の制裁も行いましたので、併せてお知らせいたします。

1. 行為者

機構本部人事部付(40代男性)： 懲戒解雇

2. 管理監督者

○所長： 訓告

○前・所長： 注意

○副所長、前・副所長： 訓告

○厚生年金徴収課長、前・厚生年金徴収課長： 戒告

以上

(ご参考)

平成30年4月25日

(照会先)

経営企画部広報室

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

機構職員による保険料等の着服について

鶴岡年金事務所 厚生年金徴収課に在籍していた職員(30代男性 現在:本部人事部付)が、事業所より現金で領収した保険料等の一部を着服(1事業所分 24万円(現時点))していましたことが判明いたしました。

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

当機構といたしましては、事実関係をさらに調査するとともに、近く告発する方針です。

さらに関係者に対しても厳正な処分を行ってまいります。

また、今般の不祥事を重く受け止め、再発防止の徹底を図るとともに、職員の規範意識の向上に努めてまいります。

以上